

富山市ごみ収集車広告掲載募集要項

青色と黄色の特徴的な車体カラーである本市のごみ収集車は、市民の目に触れる機会が多く、動く広告塔として高い宣伝効果が期待できることから、車両架装部分の両側面への広告掲載を募集します。得られた広告収入は、環境教育の推進に向けた事業に活用させていただきます。

企業や団体等の宣伝、イメージアップに向け、本市ごみ収集車をぜひご活用ください。



この募集要項は、富山市が所有するごみ収集車への広告掲載について、富山市ごみ収集車広告掲載取扱要領（以下、「取扱要領」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

【受付期間】

令和6年12月18日（水）～（随時）

※午前8時30分から午後5時15分まで。

※土日、祝休日は受付を行いません。

【受付場所】

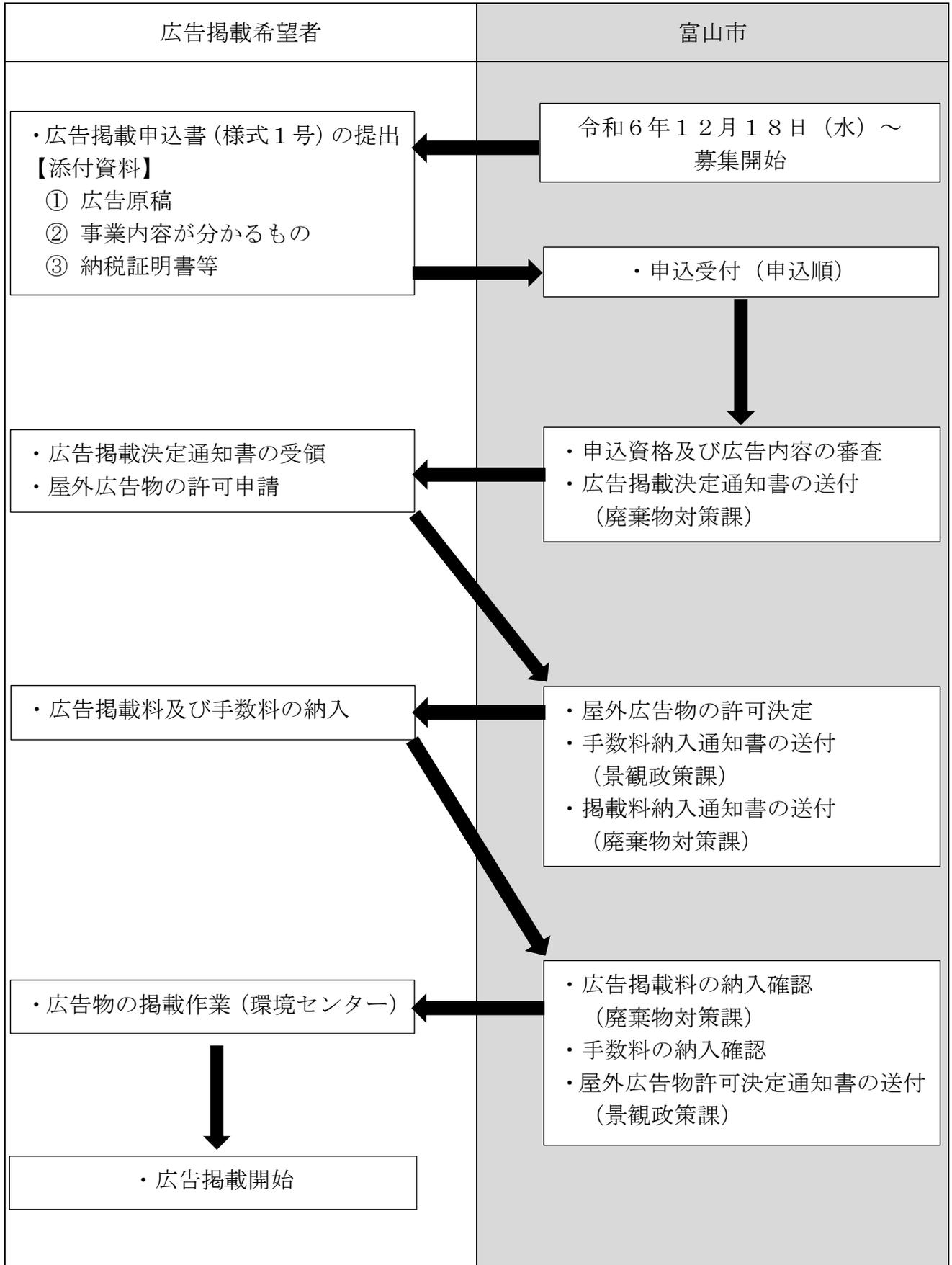
〒930-8510

富山市新桜町7番38号

富山市環境部廃棄物対策課 減量推進係（富山市役所本庁舎7階西館）

TEL 076-443-2281

1 広告掲載までの流れ



※申込書の提出からから掲載までは、概ね2カ月程度の期間を要します。
 (広告掲載開始日は調整のうえ決定)

2 広告媒体の数

ごみ収集車（最大積載量4トン）・・・3台程度

注1) 走行エリア

走行ルートは車両により異なります。また、毎年度、ごみ収集員の配置替えや車両維持管理等の状況により変更となる場合があります。

注2) ごみ収集を行わない日

- ・年末年始（12/31～1/3）、土日、祝休日（一部を除く）
- ・車両の法定点検の日
- ・その他、市が別に決定する日

注3) 走行時間：午前8時～午後3時頃

注4) 走行距離：月平均で約2,200キロメートル程度

3 広告掲載の位置・規格・掲載料

掲載位置	規格（縦×横）	掲載料（1台/月額）
架装部両側面	片面：80cm×180cm以内	20,000円（税込）

※掲載料については、広告掲載決定通知後に当該広告掲載を開始した日の属する年度分を一括で納付していただきます。（以降、年度ごとに掲載料を一括で納付していただきます）

※取扱要領第15条第1項第1号又は第2号により返還する額は、1月あたりの広告掲載料から、1月あたりの広告掲載料をその月の広告を掲載することができる日で除した額に、広告を掲載した日に乗じて得た額を減じた額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

※広告の掲載方法は、ラッピングフィルムその他の特殊フィルム又はマグネットシートを直接車体に貼付する方法とする。材質は走行中の車体からの剥離や広告撤去時の車体塗装の剥離が発生しない材質とし、雨風及び洗車等に耐えられるものとする。

【掲載位置のイメージ】



<広告右下に「企業広告」と、明瞭に表示してください>

4 広告掲載期間

- 広告掲載を開始した日から当該広告掲載を開始した日の属する年度末までとする。
※広告物の撤去に係る作業期間も含まれます。なお、市が指定する広告物の掲載作業の期間については、広告掲載期間に含めない場合があります。
※最大で令和9年3月31日（水）まで更新が可能です。

5 広告掲載希望者の資格

広告掲載の募集対象者は、次のいずれも該当しない事業者等とする。また、業種及び業者、広告内容については、富山市広告掲載基準に定めるとおりとする。

- (ア) 市税を滞納している者
 - (イ) 富山市競争入札参加資格者で指名停止期間中の者
 - (ウ) 暴力団等または、暴力団等と密接な関係を有する者
 - (エ) 前号に掲げる者のほか、広告を掲載する者として適当でないと認められる者
- ※上記に掲げる者でないことについて、富山市で調査することがあります。

6 申込方法

- (1) 広告掲載希望者は、「富山市ごみ収集車広告掲載申込書（様式第1号）」に、次に掲げる書類を添付して、富山市環境部廃棄物対策課 減量推進係（富山市役所本庁舎7階西館）へ、持参又は郵送により提出してください。

(ア) 広告原稿（4種類）

①意匠図2枚（両側面）

②掲載イメージ2枚（両側面）

※広告デザインを上記様式の枠内に貼付のうえ提出してください。

(イ) 事業内容の分かるもの（パンフレット等）

(ウ) 納税証明書等

(エ) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- (2) 申込台数の上限は2台とします。

7 広告主の決定方法

- (1) 申込順に申込資格及び広告内容を審査し、広告掲載の可否を決定します。申込日が同日で、広告掲載を可とする申込者の数が、募集した枠を超える場合には、富山市広告事業実施要綱に定める優先順位を準用して決定し、さらに同順位で複数の場合は以下の例1、例2の方法による抽選で決定します。

(抽選方法の例 ※募集数が3枠の場合)

(例1) 3者の申込があり、その全てが複数掲載希望者（2台）の場合
→1者につき1台ずつの掲載を決定。

(例2) 5者以上の申込があり、複数掲載希望者（2台）がいる場合
→1者につき1台ずつ割り当てることとし、抽選で3者を決定。

- (2) 募集結果は、申込者に対し富山市ごみ収集車広告掲載決定通知書（様式第2号）又は、広告不掲載決定通知書（様式第3号）にて通知します。

8 屋外広告物に関する手続き

(1) 掲載する広告は屋外広告物に該当しますので、富山市屋外広告物条例第5条に基づく許可申請書を提出してください。(手数料810円が別途必要)

【受付場所】富山市活力都市創造部景観政策課(富山市役所本庁舎6階東館)

(2) 広告原稿の内容を審査した結果、許可基準に適合しないと判断した場合、デザイン内容の修正を広告掲載希望者に求めることがあります。

(3) 屋外広告物の施工を他者に委託する場合において、その受託者は市に屋外広告業者として登録されていることが必要です(資格要件あり)。広告掲載申込の前に、富山市ウェブサイトの屋外広告業の登録に関するページにて詳細をご確認ください。
(ページ番号1006690で検索)

9 広告掲載料の納入

広告主は、市が発行する納入通知書により広告掲載料を一括で指定期日までに納入してください。

10 その他注意事項

広告物の掲載及び修復並びに撤去を行うときは、市のごみ収集業務に支障が生じないように日程・工程等を市と協議のうえ、市の指示に従って施工してください。

11 お問い合わせ・申込書提出先

〒930-8510

富山市新桜町7番38号

富山市環境部廃棄物対策課 減量推進係

TEL: 076-443-2281

FAX: 076-443-2122

E-mail: haikibutsu-01@city.toyama.lg.jp